

発議第7号

高山市議会議員の議員報酬の臨時特例に関する条例について

高山市議会議員の議員報酬の臨時特例に関する条例を地方自治法（昭和22年法律第67号）第112条及び高山市議会会議規則（昭和42年高山市議会規則第1号）第14条の規定に基づき提出する。

平成25年6月21日提出

提出者 高山市議会議員 島田政吾

賛成者 高山市議会議員 小井戸真人  
松葉晴彦  
車戸明良  
中箴博之  
北村征男

提案理由

高山市議会議員の議員報酬の特例を定めるため制定しようとする。

## 高山市議会議員の議員報酬の臨時特例に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、平成25年7月1日から平成26年3月31日までの間（以下「特例期間」という。）における高山市議会議員の議員報酬を減額するため、高山市議会議員の議員報酬等に関する条例（昭和36年高山市条例第29号。以下「報酬条例」という。）の特例を定めるものとする。

(報酬条例の特例)

第2条 特例期間においては、報酬条例第2条に規定する議員報酬月額を支給に当たっては、議員報酬月額から、議員報酬月額に100分の6.6を乗じて得た額に相当する額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を減ずる。

附 則

この条例は、平成25年7月1日から施行する。